

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案 新旧対照条文 目次

一 水産基本法（平成十三年法律第八十九号）（附則第九条関係） 1

二 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（附則第十条関係） 2

改正案	現行
<p>（権限） 第三十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第三百三号）及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第 号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（権限） 第三十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第三百三号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>

改正案	現行
<p>（地方農政局）</p> <p>第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 第四条第一項第三号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十二号（輸出に係るものに限る。）、第十四号から第十六号まで、第十八号から第二十号まで、第二十一号（病虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。）、第二十二号、第二十三号から第二十八号まで、第三十号、第三十一号、第三十四号（助成に係るものに限る。）、第三十五号（農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。）、第三十六号、第三十九号から第五十号まで、第五十一号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十三号、第五十四号、第七十四号（水産物の流通の改善に係るものに限る。）及び第八十六号に掲げる事務</p> <p>二 四（略）</p> <p>（北海道農政事務所）</p> <p>第二十条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 第四条第一項第四号、第五号、第七号、第十号、第十一号、第十二</p>	<p>（地方農政局）</p> <p>第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 第四条第一項第三号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十二号（輸出に係るものに限る。）、第十四号から第十六号まで、第十八号から第二十号まで、第二十一号（病虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。）、第二十二号（<u>獣医療に係るものに限る。</u>）、第二十三号から第二十八号まで、第三十号、第三十一号、第三十四号（助成に係るものに限る。）、第三十五号（農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。）、第三十六号、第三十九号から第五十号まで、第五十一号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十三号、第五十四号及び第八十六号に掲げる事務</p> <p>二 四（略）</p> <p>（北海道農政事務所）</p> <p>第二十条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 第四条第一項第四号、第五号、第七号、第十号、第十一号、第十二</p>

号（輸出に係るものに限る。）、第十四号、第十五号、第二十四号、第二十五号、第五十号、第五十一号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十三号、第五十四号、第七十四号（水産物の流通の改善に係るものに限る。）及び第八十六号に掲げる事務

二〇四（略）

2・3（略）

号（輸出に係るものに限る。）、第十四号、第十五号、第二十四号、第二十五号、第五十号、第五十一号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十三号、第五十四号及び第八十六号に掲げる事務

二〇四（略）

2・3（略）